

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	滝沢市 (03216)
地域名 (地域内農業集落名)	大釜地区 (小岩井、大釜)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	306 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	235 ha
② 田の面積	204 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	102 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	43 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	… ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	… ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化、後継者不足に伴い耕作放棄地の増加が懸念されることから、農用地利用改善団体内で計画的な農地利用を図るための話し合いが必要となる。
 ・農地が点在しており遠方からの入作もあるため、担い手が効率的に営農できるよう農地の集約が必要となる。
 ・狭い圃場や一部湿地、水が入らない圃場などの耕作不利地が放棄地になることが懸念されるため、活用方法や基盤整備の検討が必要となる。
 ・住宅地に隣接した農地があり、住民に配慮した農作業が伴うため、農業者以外も含めた地域ぐるみの意見集約の場が必要となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・地域全体として農地中間管理機構を活用し、受け手が営農困難になった場合は、農用地利用改善団体が中心となり、引き受けることができる担い手へマッチングするための話し合いを毎年実施する。
 ・農地を次世代に引き継ぐため、区画拡大、用排水路整備、農道拡幅など、基盤整備に向けた検討を進めるとともに、地域内の意見集約を行う。
 ・地域ぐるみで農地を守っていくため、農業者以外も含めた意見集約の場の設置や産直を通じた交流を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクの活用を継続し、担い手へ農地を集積・集約することを基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	51.2	%	将来の目標とする集積率
			80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域の話合いにより、必要な箇所分散錯圃の解消に努め、団地面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

令和6年度の地域ぐるみの中間管理事業の取組により、担い手への集積率が増加したため、今後は集約化について農用地利用改善団体内で調整して進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

令和6年度の地域ぐるみの中間管理事業の取組により、地域の農用地の80%以上が農地バンクを活用している。継続利用を農用地利用改善団体内で呼びかける。

(3)基盤整備事業への取組

圃場の区画拡大、農道拡幅、必要な圃場へ水が供給できるよう農業用水路の改修など、地域内の状況を確認し、基盤整備に向けた対応を検討していきながら、大規模整備の足がかりとして小規模な圃場整備も計画的に取り組む。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

・新規就農者を担い手として育成していくため、集落営農法人及び農用地利用改善団体が中心となり、普及センターや農協等と連携した技術指導をおこなう。
・兼業農家や退職後に専業となる農家の支援や非農業者との交流を促進する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

法人や生産組合などの受託業務によって農業者の労働負担が軽減するよう、人員の充実と機能強化に向けて既存組織や関係機関が連携して取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域ぐるみの対策の検討
- ②⑨耕畜連携により堆肥の有効活用の増進、農薬・化学肥料の低減栽培の普及に取り組んでいく。
- ③集落営農法人を中心とした補助の活用
- ④JAを通じた輸出用米の取組の継続、拡大を図る。
- ⑤果樹の改植事業の活用
- ⑥もみ殻等の生産副資材活用の検討。
- ⑦保全・管理に必要な農地は多面的機能支払交付金を活用して地域ぐるみで維持していく。
- ⑧既存の農業組織と連携した農業用施設の活用及び改修の検討。高収益作物の拠点づくりの検討。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)※内訳は非公表

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	33経営体	農業全般	77.7 ha	- ha	農業全般	122.3 ha	- ha	別途色分	
認就	2経営体	農業全般	0.8 ha	- ha	農業全般	2.76 ha	- ha	別途色分	
到達	14経営体	農業全般	40.9 ha	- ha	農業全般	37.38 ha	- ha	別途色分	
利用者	223経営体	農業全般	140.1 ha	- ha	農業全般	142.2 ha	- ha	縁取り	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	272経営体		259.5 ha	0 ha		304.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。